

ボスカリド (案)

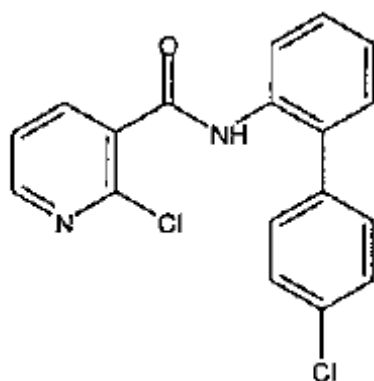
1. 品目名：ボスカリド (Boscalid)

2. 用途：殺菌剤

ボスカリドはアニリド系化合物の殺菌剤であり、ミトコンドリア内膜のコハク酸脱水素酵素系複合体の電子伝達を阻害することで灰色かび病、菌核病に効果がある。

3. 化学名：2-クロロ-N-(4'-クロロビフェニル-2-イル)ニコチンアミド

4. 構造式及び物性



分子式	C ₁₈ H ₁₂ Cl ₂ N ₂ O
分子量	343.21
水溶解度	4.64 mg/L (20°C/脱イオン水)
分配係数	logPow = 2.96 (21°C)

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

(1) ボスカリド水和剤 (50.0%ドライフロアブル)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ボスカリドを含む農薬の総使用回数
ぶどう (大粒種)	灰色かび病	1000～ 1500倍	200～700 L/10a	収穫7日前まで	3回以内	散布	3回以内
いちご				収穫前日まで			
メロン	菌核病						
すいか	菌核病						
レタス	灰色かび病	1500倍	100～300 L/10a	収穫14日前まで	1回		1回
非結球レタス	菌核病			収穫21日前まで			
キャベツ	菌核病	1500倍		収穫7日前まで	2回以内		2回以内
トマト	菌核病	1000～ 1500倍		収穫前日まで	3回以内		3回以内
なす	菌核病						
きゅうり	菌核病						
たまねぎ	灰色かび病	1500倍					
あずき	灰色かび病	1000倍		収穫7日前まで			
	菌核病	1000～ 1500倍					
いんげん まめ	灰色かび病	1000倍		収穫21日前まで	2回以内	2回以内	
	菌核病						
らっきょう	灰色かび病	1500倍		収穫前日まで	3回以内	3回以内	
ピーマン	灰色かび病	1000～		収穫前日まで	3回以内	3回以内	
ミニトマト		1500倍					
かんきつ		1500倍					200～700 L/10a

注) フロアブル剤 (懸濁剤) : 農薬原体 (水不溶性固体) を湿式微粉碎し、補助剤 (湿潤剤、分散剤、凍結防止剤、増粘剤、防腐剤など) を加え水に分散させたスラリー状の剤。希釈液は白濁し不透明である。

(2) ボスカリド・ピラクロストロビン水和剤 (18.2%・9.1% SE 剤^{注)})

作物名	適用病害名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤のみを使用する場合の使用回数	使用方法	ピラクロストロビンを含む農薬の総使用回数	ボスカリドを含む農薬の総使用回数
りんご	斑点落葉病 黒星病 うどんこ病 黒点病 炭疽病 褐斑病	2500 倍	200～700 L/10 a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内	3回以内
なし	黒斑病 黒星病 うどんこ病 輪紋病							
おうとう	灰星病	2000 倍						

注) SE 剤：フロアブル剤と乳剤を混合した剤。希釈・調整後の特性はフロアブル剤とほぼ同じである。

(3) ボスカリド・ピラクロストロビン水和剤 (13.6%・6.8%WDG 剤^{注)})

作物名	適用病害名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤のみを使用する場合の使用回数	使用方法	ピラクロストロビンを含む農薬の総使用回数	ボスカリドを含む農薬の総使用回数
りんご	斑点落葉病 黒星病 褐斑病 炭疽病 すす点・すす斑病 輪紋病	2000 倍	200～700 L/10 a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内	3回以内
なし	黒斑病 黒星病 輪紋病							
おうとう	灰星病 炭疽病 黒斑病							
もも ネクタリン	灰星病				2回以内	2回以内	2回以内	

注) WDG 剤：顆粒水和剤。農薬原体を界面活性剤、結合剤等とともに粒剤状に製剤したもの。

なお、ピラクロストロビンについては、平成 18 年 8 月 25 日に食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく食品規格として食品中の残留基準値を告示したところである。

6. 作物残留試験結果

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

ボスカリド

② 分析法の概要

試料をメタノールで抽出した後、カラムクロマトグラフィーで精製し、ガスクロマトグラフィー (NPD) を用いて定量する。

定量限界 0.005~0.05ppm (作物により異なる)。

(2) 作物残留試験結果

① ぶどう (大粒種)

ぶどうを用いた作物残留試験 (2 例) において、本薬 (50.0%ドライフロアブル) の 1,000 倍希釈液を計 3 回散布 (300~400L/10a) したところ、散布後 7~21 日の最大残留量^{注)} は 4.30, 5.20ppm であった。

② いちご

いちごを用いた作物残留試験 (2 例) において、本薬 (50.0%ドライフロアブル) の 1,000 倍希釈液を計 3 回散布 (156.5~250L/10a) したところ、散布後 1~7 日の最大残留量は 7.28, 2.04ppm であった。

③ トマト

トマトを用いた作物残留試験 (2 例) において、本薬 (50.0%ドライフロアブル) の 1,000 倍希釈液を計 3 回散布 (200L/10a) したところ、散布後 1~7 日の最大残留量は 0.852, 1.09ppm であった。

④ なす

なすを用いた作物残留試験 (2 例) において、本薬 (50.0%ドライフロアブル) の 1,000 倍希釈液を計 3 回散布 (183~200L/10a) したところ、散布後 1~7 日の最大残留量は 0.610, 0.932ppm であった。

⑤ きゅうり

きゅうりを用いた作物残留試験 (2 例) において、本薬 (50.0%ドライフロアブル) の 1,000 倍希釈液を計 3 回散布 (200~250L/10a) したところ、散布後 1~7 日の最大残留量は 1.00, 2.10ppm であった。

⑥ たまねぎ

たまねぎを用いた作物残留試験 (2 例) において、本薬 (50.0%ドライフロアブル) の 1,000 倍希釈液を計 3 回散布 (150L/10a) したところ、散布後 1~14 日の最大残留量は 0.006, 0.067ppm であった。

⑦ 小豆 (乾燥子実)

小豆を用いた作物残留試験 (2 例) において、本薬 (50.0%ドライフロアブル) の 1,000

倍希釈液を計3回散布(150L/10a)したところ、散布後6～21日の最大残留量は0.126, 0.136ppmであった。

⑧いんげん(乾燥子実)

いんげんを用いた作物残留試験(4例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,000倍希釈液を計2回または3回散布(150L/10a)したところ、散布後21～45日の最大残留量は0.182, 0.680, 0.340, 0.452ppmであった。

⑨メロン

メロンを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,000倍希釈液を計3回散布(250L～600L/10a)したところ、散布後1～7日の最大残留量は0.034, <0.005ppmであった。

⑩すいか

すいかを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,000倍希釈液を計3回散布(200L～300L/10a)したところ、散布後1～7日の最大残留量は0.042, 0.039ppmであった。

⑪レタス

レタスを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,000倍希釈液を計1回散布(200L/10a)したところ、散布後14～28日の最大残留量は0.87, 0.89ppmであった。

⑫キャベツ

キャベツを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,500倍希釈液を計2回散布(200L/10a)したところ、散布後7～14日の最大残留量は0.50, 0.92ppmであった。

⑬ピーマン

ピーマンを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,000倍希釈液を計3回散布(200L/10a)したところ、散布後1～7日の最大残留量は3.56, 2.03ppmであった。

⑭ミニトマト

ミニトマトを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,000倍希釈液を計3回散布(150～300L/10a)したところ、散布後1～7日の最大残留量は2.91, 1.74ppmであった。

⑮温州みかん(果肉)

温州みかん(果肉)を用いた作物残留試験(2例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,500倍希釈液を計3回散布(350～500L/10a)したところ、散布後14～28日の最大残留量は0.38, 0.14ppmであった。

⑯温州みかん(果皮)

温州みかん(果皮)を用いた作物残留試験(2例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,500倍希釈液を計3回散布(350～500L/10a)したところ、散布後14～28日の最大残留量は11.5, 12.2ppmであった。

⑰なつみかん(果実全体)

なつみかん(果実全体)を用いた作物残留試験(2例)において、本薬(50.0%ドライ

フロアブル) の 1,500 倍希釈液を計 3 回散布 (400~478.5L/10a) したところ、散布後 14~42 日の最大残留量は 3.52, 2.85ppm であった。

⑱すだち

すだちを用いた作物残留試験(1例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,500倍希釈液を計3回散布(400L/10a)したところ、散布後14~42日の最大残留量は2.77ppmであった。

⑲かぼす

かぼすを用いた作物残留試験(1例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,500倍希釈液を計3回散布(400L/10a)したところ、散布後14~42日の最大残留量は2.26ppmであった。

⑳サラダ菜

サラダ菜を用いた作物残留試験(2例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,000倍希釈液を計1回散布(200~300L/10a)したところ、散布後21~28日の最大残留量は2.0, 4.4ppmであった。

㉑リーフレタス

リーフレタスを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,000倍希釈液を計1回散布(200~250L/10a)したところ、散布後21~28日の最大残留量は0.2, <0.1ppmであった。

㉒らっきょう

らっきょうを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(50.0%ドライフロアブル)の1,000~1,500倍希釈液を計3回散布(350~400L/10a)したところ、散布後14~28日の最大残留量は0.38, 0.14ppmであった。

㉓りんご

りんごを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(18.2%SE剤)の2,500倍希釈液を計3回散布(600~625L/10a)したところ、散布後1~14日の最大残留量は0.376, 0.560ppmであった。

㉔なし

なしを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(18.2%SE剤)の2,500倍希釈液を計3回散布(300~400L/10a)したところ、散布後1~14日の最大残留量は0.532, 0.435ppmであった。

㉕おうとう

おうとうを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(18.2%SE剤)の2,000倍希釈液を計3回散布(400L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量は1.28, 0.84ppmであった。

㉖もも

ももを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(18.2%SE剤)の2,000倍希釈液を計2回散布(300L/10a)したところ、散布後1~21日の最大残留量は0.036, 0.013ppmであった。

㉗ネクタリン

ネクタリンを用いた作物残留試験(2例)において、本薬(13.6%WDG剤)の2,000

倍希积液を計2回散布(500L/10a)したところ、散布後1～14日の最大残留量は0.48, 0.84ppmであった。

なお、これらの試験結果の概要については、別紙1を参照。

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

(参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」)

7. ADIの評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、平成17年8月23日付け厚生労働省発食安第0823001号及び平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718016号により食品安全委員会あて意見を求めたボスカリドに係る食品健康影響評価(案)について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：4.4 mg/kg/day

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌投与

(試験の種類/期間) 慢性毒性試験/24ヶ月

安全係数：100

ADI：0.044 mg/kg 体重/day

8. 諸外国の状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、オーストラリア等では食用農作物について登録されており、また、ニュージーランド、EU等では登録申請がなされている。

9. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ボスカリド本体

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のボスカリドが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(推定一日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとお

りである。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	推定一日摂取量／ADI(%) ^{注)}
国民平均	38.1
幼小児（1～6歳）	75.5
妊婦	29.5
高齢者（65歳以上）	37.9

注) 作物残留試験成績がある食品についてはEDI 試算、それ以外の食品についてはTMDI 試算を行った。

なお、「牛の肉（筋肉）」等畜産物については、「牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉及び脂肪」等の摂取量にその範囲の基準値案で最も高い値を乗した。また、高齢者における畜産物の摂取量は国民栄養調査結果の特別集計を依頼していなかったことから得られていないため、「国民平均」の値を用いた。

(試算の具体例) 国民平均の摂取量を用いた試算

食品名	基準値案 (ppm)	当該食品の 摂取量 (g/人/日)	残留試験成績 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	ボスカリド 推定摂取量 (μ g/人/日)
	(A)	(B)		(C)	(A×B)
大豆	0.1	56.1	—	—	5.6
小豆類	2.5	1.4	—	—	3.5
えんどう	2.5	0.3	—	—	0.75
：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：
陸棲哺乳類の肉類	0.35*1	57.5	—	—	20.1
陸棲哺乳類の乳類	0.1	142.7	—	—	14.3
：	：	：	：	：	：
計					848.6
ADI比(%)					36.2

*1 「牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉及び脂肪」と「牛・豚・羊・馬・山羊のその他の内臓」の摂取量の合計である。

(4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(暫定基準)が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

温州みかん (果皮) ※	3	50.0%ドライ フロアブル	1,500倍散布 350~500L/10a	3回	14, 21, 28日	圃場 A:11.5 (3回、28日) 圃場 B:12.2 (3回、21日) 圃場 C:29.3 (#)
なつみかん (果実全体) ※	2	50.0%ドライ フロアブル	1,500倍散布 400~478.5L/10a	3回	14, 28, 42日	圃場 A:3.52 圃場 B:2.85
すだち	1	50.0%ドライ フロアブル	1,500倍散布 400L/10a	3回	14, 28, 42日	圃場 A:2.77
かぼす	1	50.0%ドライ フロアブル	1,500倍散布 400L/10a	3回	14, 28, 42日	圃場 A:2.26
非結球レタス (サラダ菜)	2	50.0%ドライ フロアブル	1,000倍散布 200~300L/10a	1回	14, 21, 28日	圃場 A:2.0 圃場 B:4.4
非結球レタス (リーフレタス)	2	50.0%ドライ フロアブル	1,000倍散布 200~250L/10a	1回	14, 21, 28日	圃場 A:0.2 圃場 B:<0.1
らっきよ う	2	50.0%ドライ フロアブル	1,500倍散布 150L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場 A:<0.1 圃場 B:<0.1
りんご	2	18.2% SE 剤	2,500倍散布 600~625L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場 A:0.376 (3回, 7日) 圃場 B:0.560
なし	2	18.2% SE 剤	2,500倍散布 300~400L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場 A:0.532 圃場 B:0.435
おうとう	2	18.2% SE 剤	2,000倍散布 400L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場 A:1.28 圃場 B:0.84
もも	2	18.2% SE 剤	2,000倍散布 300L/10a	2回	1, 7, 14, 21日	圃場 A:0.036 圃場 B:0.013
ネクタリ ン	2	13.6% SE 剤	2,000倍散布 400~500L/10a	2回	1, 7, 14日	圃場 A:0.48 (2回, 7日) 圃場 B:0.84

これらの作物残留試験は申請の範囲内で試験が行われていない。ただし、散布液量が申請の範囲を超えていた温州みかんについては、圃場における単位面積あたりの樹木の数や樹高等を考慮し、基準値案設定に際してのデータとして採用した。

※印で示した作物については、申請の範囲内で最高の値を示した括弧内に示す条件において得られた値を採用した。最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書(案)「ボスカリド」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				登録保留 基準値 ppm	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.1	0.1				0.1 アムカ	
小豆類(いんげん、ささげを含む※)	2.5	2.5	○			2.5 アムカ	0.126,0.136(＃)(小豆) /0.182,0.680,0.340,0.45 2(いんげん)
えんどう	2.5	2.5				2.5 アムカ	
そらまめ	2.5	2.5				2.5 アムカ	
らっかせい	0.05	0.05				0.05 アムカ	
その他の豆類	2.5	2.5				2.5 アムカ	
ばれいしょ	0.05	0.05				0.05 アムカ	
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	0.05				0.05 アムカ	
かんしょ	0.05	0.05				0.05 アムカ	
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05				0.05 アムカ	
その他のいも類	0.05	0.05				0.05 アムカ	
かぶ類の葉	10	10				10 オーストラリア	
西洋わさび	0.7	0.7				0.7 アムカ	
はくさい	3.0	3.0				3.0 アムカ	
キャベツ	3.0	3.0	○			3.0 アムカ	0.50, 0.92
芽キャベツ	3.0	3.0				3.0 アムカ	
ケール	18	18				18 アムカ	
こまつな	18	18				18 アムカ	
きょうな	18	18				18 アムカ	
チンゲンサイ	18	18				18 アムカ	
カリフラワー	3.0	3.0				3.0 アムカ	
ブロッコリー	3.0	3.0				3.0 アムカ	
その他のあぶらな科野菜	18	18				18 アムカ	
ごぼう	0.7	0.7				0.7 アムカ	
サルシフィー	0.7	0.7				0.7 アムカ	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	11	11	○			11 アムカ	0.87, 0.89(レタス) / 2.0, 4.4(サラダ菜) / 0.2, <0.1(リーフレタス)
その他のきく科野菜	0.7	0.7				0.7 アムカ	
たまねぎ	3.0	3.0	○			3.0 アムカ	0.13, 0.10, 0.15, 0.24, 1.03, 0.06
ねぎ(リーキを含む)	3.0	3.0				3.0 アムカ	
にんにく	3.0	3.0				3.0 アムカ	
にら	3.0	3.0				3.0 アムカ	
その他のゆり科野菜	3.0	3.0				3.0 アムカ	<0.1, <0.1(らっきょう)
にんじん	0.7	0.7				0.7 アムカ	
パースニップ	0.7	0.7				0.7 アムカ	
上記以外のせり科野菜	0.7	0.7				0.7 アムカ	
トマト	5	3	○・申			1.2 アムカ	0.852,1.09 / 2.91,1.74
ピーマン	10	1.2	申			1.2 アムカ	3.56(\$), 2.03
なす	2	2	○			1.2 アムカ	0.61, 0.932
上記以外のなす科野菜	1.2	1.2				1.2 アムカ	
きゅうり(ガーキンを含む)	5	5	○			0.2 アムカ	1.00, 2.10
かぼちゃ(スカッシュを含む)	1.6	1.6				1.6 アムカ	
しろり	1.6	1.6				1.6 アムカ	
すいか	1.6	1.6	○			1.6 アムカ	0.042,0.039
メロン類果実	1.6	1.6	○			1.6 アムカ	0.034(＃), <0.005
まくわうり	1.6	1.6				1.6 アムカ	
上記以外のうり科野菜	1.6	1.6				1.6 アムカ	
たけのこ	1.6	1.6				1.6 アムカ	
しょうが	0.05	0.05				0.05 アムカ	
未成熟えんどう	1.6	1.6				1.6 アムカ	
未成熟いんげん	1.6	1.6				1.6 アムカ	
えだまめ	2	2				2 アムカ	
上記以外の野菜	1.6	1.6				1.6 アムカ	

みかん	1		申				0.38(\$), 0.16, 0.37(#)
なつみかんの果実全体	10		申				3.52(\$), 2.85
レモン	10		申				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	10		申				
グレープフルーツ	10		申				
ライム	10		申				
上記以外のかんきつ類果実	10		申				2.77 (すだち) /2.26(かぼす)
りんご	3.0	3.0	○			3.0	アメリカ 0.376, 0.560
日本なし	3.0	3.0	○			3.0	アメリカ 0.532, 0.435
西洋なし	3.0	3.0	○			3.0	アメリカ
マルメロ	3.0	3.0				3.0	アメリカ
びわ	3.0	3.0				3.0	アメリカ
もも	1.7	1.7	○			1.7	アメリカ 0.036, 0.013
ネクタリン	1.7	1.7	○			1.7	アメリカ 0.48, 0.84
あんず(アプリコットを含む)	1.7	1.7				1.7	アメリカ
すもも(プルーンを含む)	1.7	1.7				1.7	アメリカ
おうとう(チェリーを含む)	3	3	○			3	アメリカ 1.28, 0.84
いちご	15	15	○			1.2	アメリカ 7.28, 2.04
ラズベリー	3.5	3.5				3.5	アメリカ
ブラックベリー	3.5	3.5				3.5	アメリカ
ブルーベリー	3.5	3.5				3.5	アメリカ
ハuckleベリー	3.5	3.5				3.5	アメリカ
上記以外のベリー類果実	3.5	3.5				3.5	アメリカ
ぶどう	10	10	○			3.5	アメリカ 4.30, 5.20
上記以外の果実	1.2	1.2				1.2	アメリカ
ひまわりの種子	0.6	0.6				0.6	アメリカ
なたね	3.5	3.5				3.5	アメリカ
くり	0.70	0.70				0.70	アメリカ
ペカン	0.70	0.70				0.70	アメリカ
アーモンド	0.70	0.70				0.70	アメリカ
くるみ	0.70	0.70				0.70	アメリカ
上記以外のナッツ類	0.70	0.70				0.70	アメリカ
ホップ	35	35				35	アメリカ
みかんの果皮	40	2.5	申			0.35	アメリカ 11.5, 12.2, 29.3(#,\$)
その他のスパイス(みかんの果皮を除く)	2.5	2.5				0.1	アメリカ
スペアミント	30	30				30	アメリカ
ペパーミント	30	30				30	アメリカ
その他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く)	18	18				0.1	アメリカ
牛の筋肉	0.1	0.1				0.1	アメリカ
豚の筋肉	0.05	0.05				0.05	アメリカ
羊の筋肉	0.1	0.1				0.1	アメリカ
馬の筋肉	0.1	0.1				0.1	アメリカ
山羊の筋肉	0.1	0.1				0.1	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05				0.05	オーストラリア
牛の脂肪	0.3	0.3				0.3	アメリカ
豚の脂肪	0.1	0.1				0.1	アメリカ
羊の脂肪	0.3	0.3				0.3	アメリカ
馬の脂肪	0.3	0.3				0.3	アメリカ
山羊の脂肪	0.3	0.3				0.3	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1				0.1	オーストラリア
牛の肝臓	0.35	0.35				0.35	アメリカ
豚の肝臓	0.1	0.1				0.1	アメリカ
羊の肝臓	0.35	0.35				0.35	アメリカ
馬の肝臓	0.35	0.35				0.35	アメリカ
山羊の肝臓	0.35	0.35				0.35	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05				0.05	オーストラリア
牛の腎臓	0.35	0.35				0.35	アメリカ
豚の腎臓	0.1	0.1				0.1	アメリカ
羊の腎臓	0.35	0.35				0.35	アメリカ
馬の腎臓	0.35	0.35				0.35	アメリカ
山羊の腎臓	0.35	0.35				0.35	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05				0.05	オーストラリア

牛の食用部分	0.35	0.35			0.35	アメリカ
豚の食用部分	0.1	0.1			0.1	アメリカ
羊の食用部分	0.35	0.35			0.35	アメリカ
馬の食用部分	0.35	0.35			0.35	アメリカ
山羊の食用部分	0.35	0.35			0.35	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05			0.05	オーストラリア
乳	0.1	0.1			0.1	アメリカ
鶏の筋肉	0.05	0.05			0.05	アメリカ
鶏の脂肪	0.05	0.05			0.05	アメリカ
鶏の肝臓	0.1	0.1			0.1	アメリカ
鶏の腎臓	0.1	0.1			0.1	アメリカ
鶏の食用部分	0.1	0.1			0.1	アメリカ
鶏の卵	0.02	0.02			0.02	アメリカ
その他の家さんの卵	0.02	0.02			0.02	アメリカ
なたね油(精製) ^{※1}	5.0	5.0			5.0	アメリカ
らっかせい油(精製) ^{※2}	0.15	0.15			0.15	アメリカ
干しぶどう	8.5	8.5			8.5	アメリカ

※: いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(#)で示した作物残留試験成績は、適用範囲内で行われていない。ただし、散布液量が申請の範囲を超えていた温州みかんについては、圃場における単位面積あたりの樹木の数や樹高等を考慮し、基準値案設定に際してのデータとして採用した。

(\$)で示したピーマン、みかん、夏みかんの果実全体、みかんの果皮は、作物残留試験成績のばらつき等を考慮し、試験が行われた範囲内で最も大きな残留値を考慮した。

※1 食用植物油脂の日本農林規格(昭和44年農林省告示第523号)に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。

※2 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有するとみとめられる食用油に限る。

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

ボスカリド

食品名	残留基準値 (案) ppm
かぶ類の葉	10
トマト	5
ピーマン	10
みかん	1
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実(注1)	10
みかんの果皮	40
その他のスパイス(注2)(みかんの果皮を除く)	2.5
その他のハーブ(注3)(スペアミント及びペパーミントを除く)	18
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注4)(馬、羊及び山羊を除く)の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(馬、羊及び山羊を除く)の食用部分	0.05

(注1)その他のかんきつ類果実とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)その他のスパイスとは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注3)その他のハーブとは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注4)その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。